

○「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改正案	現 行
<p>10-5 <u>規則第10条第5項に規定する事項については、次の点に留意する。</u></p> <p><u>1 財務諸表等規則ガイドライン8の2の1の取扱いは、規則第10条第5項に規定する注記について準用する。この場合には、財務諸表等規則ガイドライン8の2の1中「財務諸表の」とあるのは「中間連結財務諸表の」と、「財務諸表作成のための」とあるのは「中間連結財務諸表作成のための」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「中間連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 会計方針には、例えば以下が含まれるものとする。</u></p> <p><u>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</u> <u>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</u> <u>(3) 重要な引当金の計上基準</u> <u>(4) 退職給付に係る会計処理の方法</u> <u>(5) 重要な収益及び費用の計上基準</u> <u>(6) 中間連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の中間財務諸表の作成に当たって採用した外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準</u> <u>(7) 重要なヘッジ会計の方法</u> <u>(8) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</u> <u>(9) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項</u></p> <p><u>3 財務諸表等規則ガイドライン8の2の3（(5)②及び(8)②を除く。）の取扱いは、2の(1)から(9)までに例示されている会計方針の記載について準用する。この場合には、財務諸表等規則ガイドライン8の2の3中「財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>4 2の(4)に記載する退職給付に係る会計処理の方法には、退職給付見込額の期間帰属方法並びに数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法が含まれることに留意する。</u></p>	<p>10-5 <u>連結財務諸表規則ガイドライン13-5及び13-5-4の取扱いは、規則第10条第5項に規定する事項について準用する。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>17の18 財務諸表等規則ガイドライン8の32の取扱いは、規則第17条の18に規定する収益認識に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の32中「財務諸表の」とあるのは「中間連結財務諸表の」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「翌事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間の末日後」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>17の18-2 規則第17条の18第2項に規定する重要な変動が認められない場合に該当するかどうかは、17の18において準用する財務諸表等規則ガイドライン8の32の1に記載する目的に照らして判断するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

25-1-2 連結財務諸表規則ガイドライン23-1-2の取扱いは、規則第25条第1項第2号に規定する受取手形、売掛金及び契約資産について準用する。

25-1-2 連結財務諸表規則ガイドライン23-1-2の取扱いは、規則第25条第1項第2号に規定する受取手形及び売掛金について準用する。